

第2期特定健康診査等実施計画書



平成25年3月

赤 磐 市

< 目 次 >

序 章	計画策定にあたって.....	1
1	背景及び趣旨	1
2	計画の内容	1
3	特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方	1
	（1）特定健康診査	1
	（2）特定保健指導	1
4	計画の性格	2
5	計画の期間	2
第1章	赤磐市国民健康保険の現状.....	3
1	赤磐市国民健康保険被保険者の状況.....	3
2	医療費分析	4
第2章	特定健康診査・特定保健指導の評価.....	5
1	特定健康診査実施内容	5
2	受診者の傾向	6
3	内臓脂肪症候群、予備群の状況	8
4	特定保健指導実施内容	9
5	特定保健指導終了者の経過	10
6	特定保健指導終了者の健康診査継続受診率の推移	12
第3章	現状分析による課題と改善の方向性.....	13
第4章	達成しようとする目標.....	14
1	目標の設定	14
2	特定健康診査・特定保健指導の目標値	14
第5章	特定健康診査・特定保健指導の実施.....	15
1	各年度の特定健康診査対象者数及び実施予定数	15
2	各年度の特定保健指導対象者数及び実施予定数	15
第6章	特定健康診査・特定保健指導の実施方法.....	16
1	特定健康診査	16
	（1）実施場所	16
	（2）実施項目	16
	（3）実施期間	17
	（4）委託基準	17
	（5）受診方法	17
	（6）周知・案内方法	17
2	特定保健指導	17

(1) 実施場所	17
(2) 実施項目	18
(3) 実施期間	18
(4) 委託基準	18
(5) 周知方法	18
3 実施における年間スケジュール	19
第7章 個人情報の保護.....	20
1 基本的な考え方	20
2 データの保管・管理方法	20
3 個人情報の取り扱い	20
第8章 特定健康診査等実施計画の公表・周知.....	20
第9章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し.....	20
第10章 その他	20

序章 計画策定にあたって

1 背景及び趣旨

わが国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化、国民生活や意識の変化など大きな環境変化に直面しており、医療制度を将来にわたり持続可能なものにするためには、現在の医療制度を改革していくことが急務となっている。

このような状況に対応するために、平成 20 年 4 月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、各医療保険者が 40 歳から 74 歳の加入者に対し、生活習慣病に起因する内臓脂肪症候群（メタボリック・シンドローム）に着目した「特定健康診査・特定保健指導」を実施することになった。

赤磐市においても「第 1 期赤磐市特定健康診査等実施計画」を策定して、特定健康診査と特定保健指導実施し、内臓脂肪症候群の早期発見と生活習慣病の発病、重症化を抑制することに努めてきた。

本計画は、第 1 期（平成 20 年度～24 年度）の計画期間が終了することに伴い、その実施状況やその評価を踏まえ、第 2 期計画を策定するものである。

2 計画の内容

赤磐市国民健康保険に加入する 40 歳から 74 歳までの被保険者に対して実施する特定健康診査・特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項及び成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。

3 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

（1）特定健康診査

特定健康診査とは生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、内臓脂肪症候群に着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を的確に把握するために行う健康診査である。

（2）特定保健指導

特定保健指導とは健康診査により把握された対象者に生活習慣を改善するための保健指導を行うことで、対象者が生活習慣を振り返り自ら行動変容に取り組むことができることを目的とする。

支援を必要とする程度に応じて「積極的支援」、「動機づけ支援」、「情報提供」等を行う。

4 計画の性格

本計画は「高齢者の医療の確保に関する法律」第18条に規定する特定健康診査等基本指針に基づき、赤磐市国民健康保険が策定する計画であり、岡山県医療費適正化計画等と十分な整合性を図るとともに、「健康増進法」第9条に規定する健康診査等指針に定める内容に留意し策定するものである。

5 計画の期間

本計画の期間は平成25年度から平成29年度の5年間とし、5年ごとに見直しを行う。

第1章 赤磐市国民健康保険の現状

1 赤磐市国民健康保険被保険者の状況

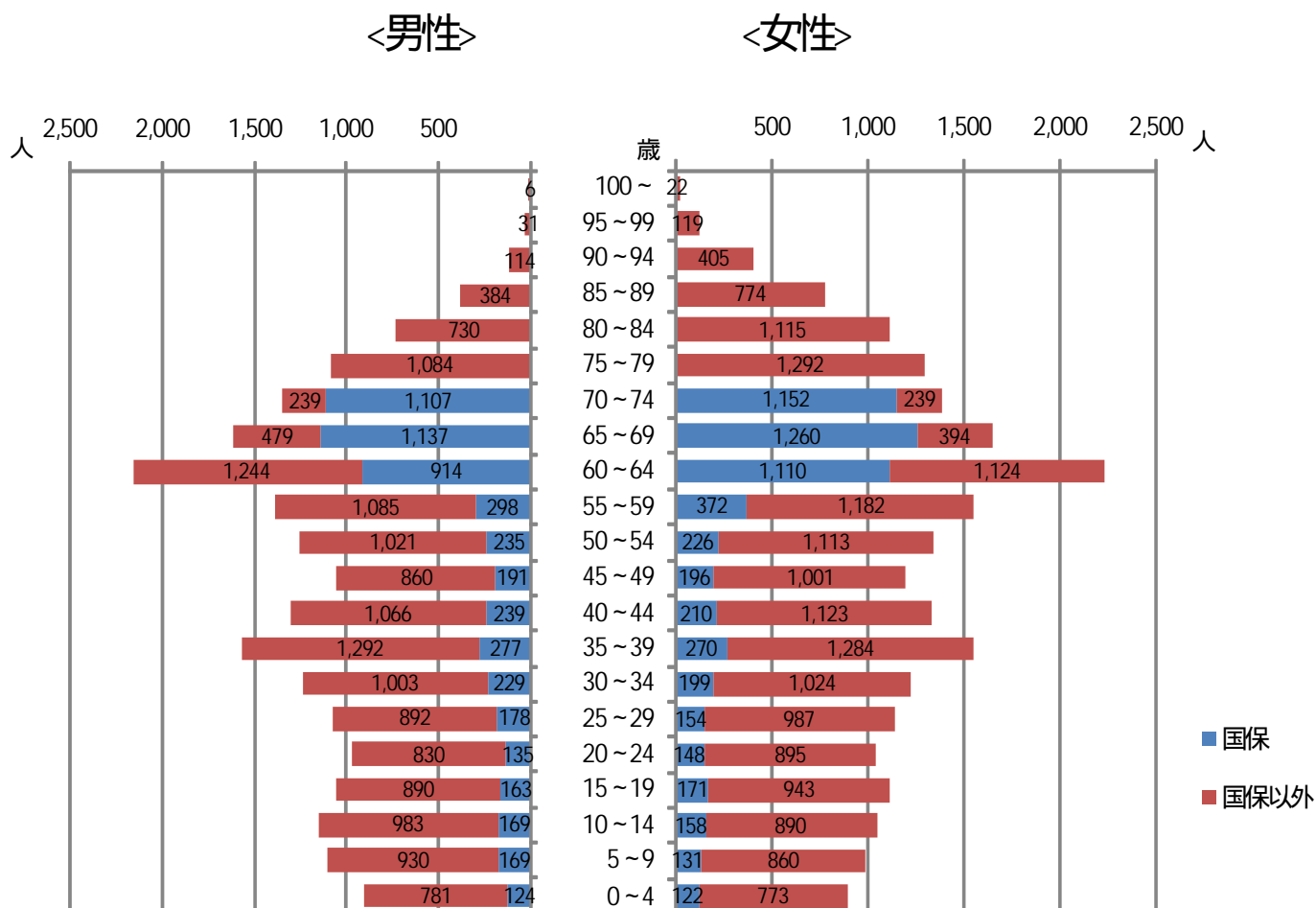
赤磐市の平成24年4月1日現在の人口は44,947人(男性21,509人、女性23,438人)で、赤磐市国民健康保険被保険者は11,444人(男性5,565人、女性5,879人)となっている。

国民健康保険加入率は25.5%(男性25.9%、女性25.1%)となっている。

特定健康診査等の対象である40歳から74歳までの被保険者についてみると、人口は20,817人(男性10,115人、女性10,702人)で、被保険者は8,647人(男性4,121人、女性4,526人)となっており、国民健康保険加入率は41.5%(男性40.7%、女性42.3%)となっている。60歳以上になると国保加入率が急激に高くなっており、被保険者全体の58.4%(男性56.7%、女性60.0%)を占めている。(表1)

【年齢階層別人口及び被保険者数】

(表1)



2 医療費分析

国民健康保険被保険者の疾病分類別医療費をみると、生活習慣が関係する循環器疾患、高血圧性疾患、内分泌・栄養疾患が上位を占めており、全体の約3割となっている。(表2)また、平成24年4月診療分の疾病分類別医療費をみると、循環器系の疾患、内分泌・栄養及び代謝疾患で約3割を占めている。(表3)これらの疾病は、1人当たりの医療費も比例して多かった。このことから、特定健康診査・特定保健指導の効果をあげ、多くの人が生活習慣を改善することで、医療費削減につながると考えられる。

【疾病分類別医療費割合】(国民健康保険疾病分類統計表)

(表2)

	20年度		21年度		22年度	
1位	循環器疾患	11.52%	循環器疾患	12.14%	新生物	13.95%
2位	精神障害	11.21%	新生物	11.96%	循環器疾患	10.84%
3位	新生物	10.64%	精神障害	9.07%	内分泌・栄養疾患	9.41%
4位	歯の疾患	8.82%	歯の疾患	8.92%	歯の疾患	8.59%
5位	高血圧性疾患	8.55%	内分泌・栄養疾患	8.70%	精神障害	6.90%
6位	内分泌・栄養疾患	7.97%	高血圧性疾患	7.67%	高血圧性疾患	6.88%
生活習慣が関係する疾病の計		28.04%		28.51%		27.13%

【疾病分類別医療費割合】(国民健康保険被保険者の医療費：平成24年4月診療分)(表3)

	疾病名称		1人あたりの診療費
1位	循環器系の疾患	22.5%	5,409円
2位	新生物	17.0%	4,084円
3位	内分泌・栄養及び代謝疾患	9.1%	2,172円
4位	消化器系の疾患	8.5%	2,042円
5位	損傷・中毒及びその他の外因の影響	8.3%	1,999円
6位	筋骨格系及び結合組織の疾患	6.7%	1,603円
生活習慣が関係する疾病の計		31.6%	7,581円

第2章 特定健康診査・特定保健指導の評価

1 特定健康診査実施内容

本市では、対象者に受診券を発行し、特定健康診査を赤磐医師会及び集団健診実施事業者で行ってきた。医療機関で行う個別健診は赤磐医師会 28 医療機関で実施し、保健センターや公民館等で行う集団健診は市内 13 か所で実施した。

また、平成 23 年度より受診率向上を目的に、定期の集団健診後、未受診者に対して文書や電話などで受診勧奨し、集団健診（以下「ひろい健診」という。）を行った。

検査項目は以下のとおり、国の基準に沿って実施した。（表 4）

【基本項目】 (表 4)

項 目	内 容
問 診	服薬歴、既往歴及び生活習慣（喫煙習慣を含む。）の状況に係る質問票、自覚症状
身 体 測 定	身長、体重、BMI、腹囲
血 圧 測 定	収縮期、拡張期
理 学 的 検 査	理学的所見、視診、打聴診、触診等
血 中 脂 質 検 査	中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール
肝 機 能 検 査	AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP)
血 糖 検 査	空腹時血糖又はHbA1c
尿 検 査	尿糖、尿蛋白
理 学 的 検 査	医師による診察

【詳細項目】医師が個別に必要と判断した場合に実施

項 目	内 容
貧 血 検 査	ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数
心 電 図 検 査	
眼 底 検 査	

2 受診者の傾向

年々、対象者数は増加したが、受診率は低下した。特に集団健診での受診者が減少し、個別健診で受診する人は横ばい傾向にある。(表5)

【健診受診者の内訳】

(表5)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度*3
健診対象者数*1	7,606人	7,648人	7,719人	7,916人	8,044人
健診受診者数*1	2,300人	1,739人	1,583人	1,585人	1,569人
健診受診率*1	30.2%	22.7%	20.5%	20.0%	19.5%
集団健診受診者数*2	1,802人	1,350人	1,195人	1,143人	1,141人
個別健診受診者数*2	595人	458人	446人	491人	489人

*1 法定報告値である。

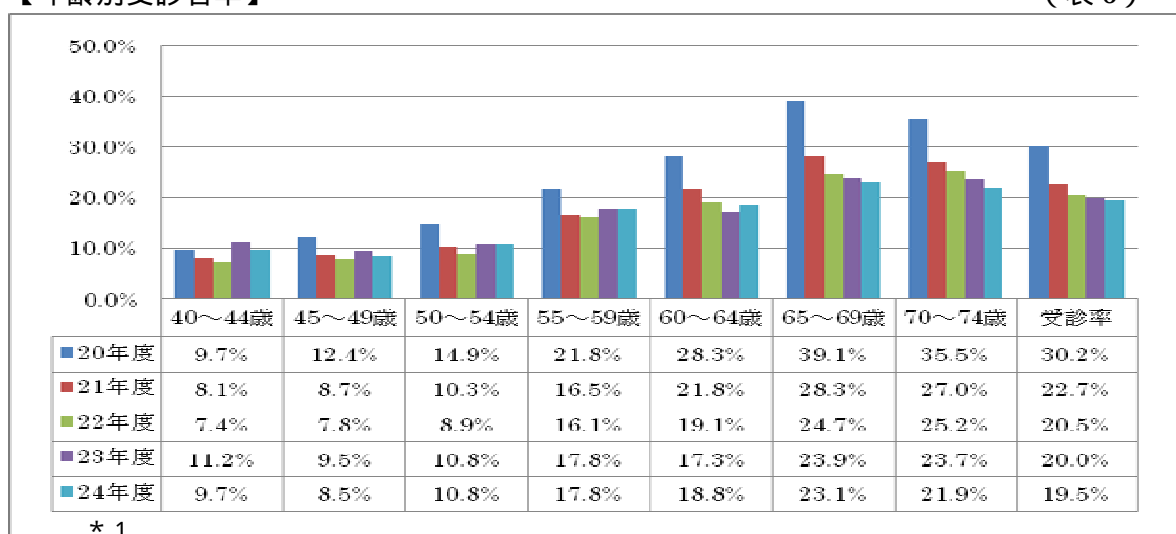
*2 実際に受診した者の数である。

*3 推定値である。

年齢別受診率をみると、65歳以上の受診率は40～64歳までの受診率に比べ高くなっている。開始年度である平成20年度から年々受診率が低下したことから、平成23年度より40～60歳の未受診者に対し、個別勧奨通知やひろい健診を実施してきた。その結果、平成23年度は40～60歳の受診率は向上したものの、平成24年度は減少し、期待したほど効果は現れず受診率は下降傾向にある。(表6)

【年齢別受診者率】

(表6)

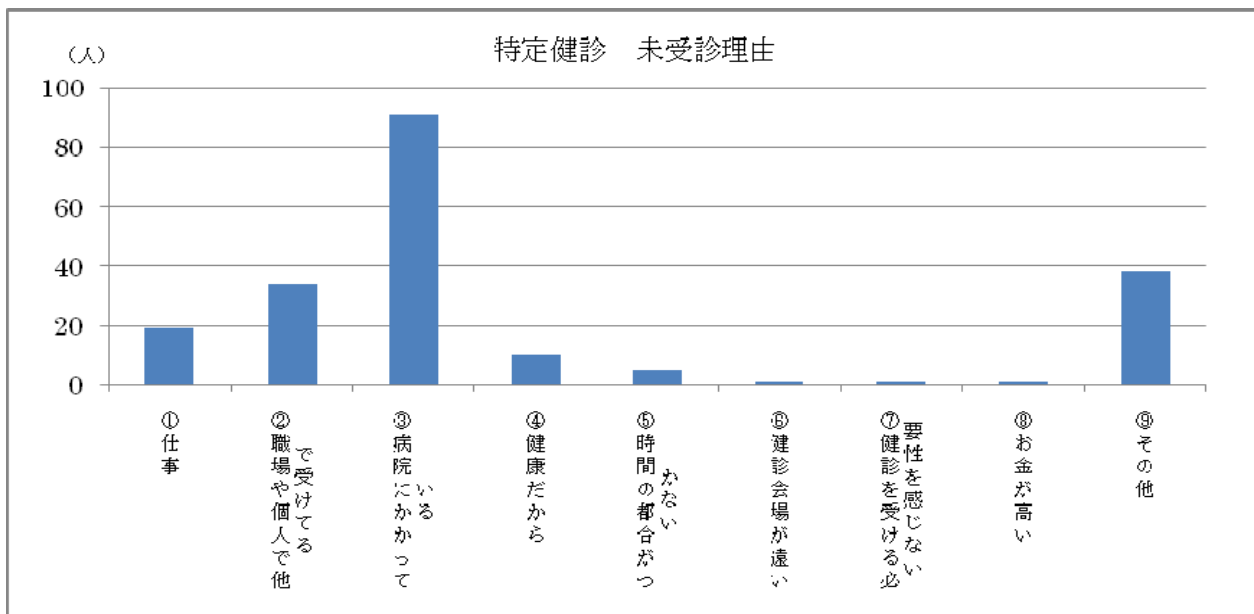


*1 推定値である。

未受診者対策として平成 24 年度に、40～60 歳の未受診者に個別勧奨通知(1,793 名)を定期の集団健診後に送付した。その後、40～44 歳(対象 471 人)、60～64 歳(対象 1,737 人)に対し未受診理由の調査と健診受診勧奨を行った。調査できたのは 312 人(40～44 歳 87 人、60～64 歳 225 人)であった。その結果、未受診の理由として多かったのが、「定期的に医療機関にかかっている」が 80 人、「職場や他のところで健診を受けている」が 29 人であった。このことから、職場等で健診を受けている者には健診結果の提供を、定期的に医療機関にかかっている者には、医療機関で健診を受けることを勧める必要があると考える。なお、受診勧奨後、健診を受けた者は 88 人であった。(表 7)

【未受診理由(延べ人数)】

(表 7)



3 内臓脂肪症候群、予備群の状況

健診結果より、内臓脂肪症候群とその予備軍の者は、年々減少している。また、健診受診時の問診での生活習慣の調査をみると、「生活改善を6か月以上取り組んでいる」者が年々増えている。このことは、健診を受診した者は健康意識への関心が高く、生活改善に取り組んでいるため、内臓脂肪症候群とその予備軍の者が減少してきているのではないかと考えられる。(表8)

【健診受診者の内臓脂肪症候群と生活習慣の改善の意思】(法定報告値) (表8)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度*1
内臓脂肪症候群	内臓脂肪症候群 該当者数	430人	250人	212人	196人	179人
	内臓脂肪症候群 該当者率	18.7%	14.4%	13.4%	12.4%	11.4%
	内臓脂肪症候群 予備軍者数	278人	194人	182人	171人	165人
	内臓脂肪症候群 予備軍者率	12.1%	11.2%	11.5%	10.8%	10.5%
生活習慣の改善の意思	生活改善のつもりなし	36.0%	32.1%	34.6%	32.7%	30.8%
	生活改善のつもりあり	23.6%	24.4%	20.5%	23.2%	20.7%
	生活習慣を近いうちに改善する	10.9%	10.6%	9.1%	10.3%	9.7%
	生活改善を6か月未満取り組んでいる	7.0%	6.6%	7.0%	6.0%	6.6%
	生活改善を6か月以上取り組んでいる	21.9%	25.6%	27.6%	27.1%	31.5%

*1 推定値である。

4 特定保健指導実施内容

健診後、「積極的支援」及び「動機づけ支援」となった者に対し、保健指導案内を行った。積極的支援については平成 21 年度以降、赤磐医師会に委託し、動機づけ支援については市保健師等で行った。

積極的支援・動機づけ支援ともに対象者数は年々減少するとともに、高血圧・高脂血症・糖尿病薬内服者数も減少していた。このことから、健診受診者は、内臓脂肪症候群や高血圧・高脂血症・糖尿病薬内服者でない健康な者が増えていると考えられる。

積極的支援利用者数は増減があり、傾向が読みにくい。動機づけ支援利用率は横ばいである。(表 9・10)

【保健指導利用者の内訳】(法定報告値)

(表 9)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
積極的支援対象者	103 人	54 人	54 人	52 人
積極的支援対象者/受診者(率)	4.5%	3.1%	3.4%	3.3%
積極的支援利用者	19 人	8 人	13 人	9 人
積極的支援利用率	18.4%	14.8%	24.1%	17.3%
積極的支援終了者	8 人	* 1 0 人	11 人	8 人
積極的支援終了率(終了者/対象者)	7.8%	* 1 0%	20.4%	15.4%
動機づけ支援対象者数	318 人	226 人	181 人	179 人
動機づけ支援対象者/受診者(率)	13.8%	13.0%	11.4%	11.3%
動機づけ支援利用者数	56 人	44 人	33 人	34 人
動機づけ支援利用率	17.6%	19.5%	18.2%	19.0%
動機づけ支援終了者数	21 人	39 人	30 人	34 人
動機づけ支援終了者率(終了者/対象者)	6.6%	17.3%	16.6%	19.0%

* 1 平成 21 年度の積極的支援の受診者はいたが、法定報告時までには終了しなかったため、次年度の報告となっているため、0 である。

【内服者数と健診受診者数】(法定報告値)

(表 10)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度*1
高血圧薬内服者数	583人	389人	347人	332人	321人
高血圧薬内服者 / 健診受診者 (率)	25.3%	22.4%	21.9%	20.9%	20.4%
高脂血症薬内服者数	325人	209人	195人	189人	196人
高脂血症薬内服者 / 健診受診者 (率)	14.1%	12.0%	12.3%	11.9%	12.4%
糖尿病薬内服者数	117人	65人	68人	62人	50人
糖尿病薬内服者数 / 健診受診者 (率)	5.1%	3.7%	4.3%	3.9%	3.2%

* 1 推定値である。

5 特定保健指導終了者の経過

特定保健指導対象者の内臓脂肪症候群の者の経過をみると、積極的支援や動機づけ支援を受けて内臓脂肪型肥満の維持改善している者が多かった。支援を受けていない者は、内臓脂肪症候群の改善割合が少なく、悪化している者が多かった。(表 11・12)

【特定保健指導対象者の経過】 (*1 実質値)

(表 11)

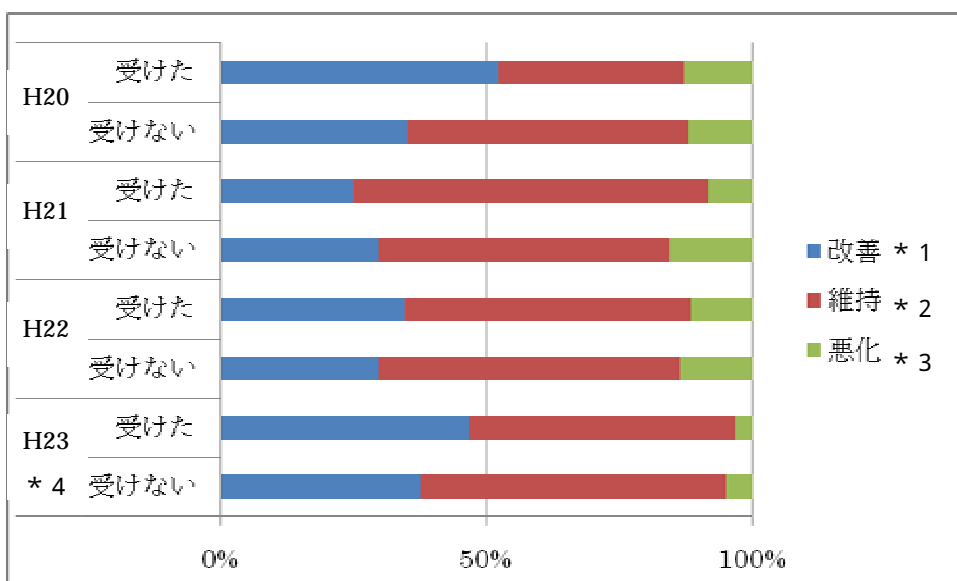
		20年度	21年度	22年度	23年度*2
支援を終了した者	改善	52.2%	25.0%	34.6%	46.7%
	維持	34.8%	66.7%	53.8%	50.0%
	悪化	13.0%	8.3%	11.5%	3.3%
支援を受けなかった者	改善	35.1%	29.7%	29.6%	37.5%
	維持	52.9%	54.7%	56.8%	57.5%
	悪化	12.0%	15.6%	13.6%	5.0%

* 1 実際保健指導を受けた者の数である。法定報告が毎年10月初旬で、前年度の保健指導が終了していない者がいるため、法定報告値とは一致しない。

* 2 推定値である。

【特定保健指導対象者の経過】

(表 12)



特定保健指導対象となった者で次年度に特定健康診査を受診した者のみの数値である。

* 1 改善：(内臓脂肪型肥満) 基準該当 予備軍該当、予備軍該当 非該当

* 2 維持：基準該当 基準該当、予備軍該当 予備軍該当、非該当 非該当

* 3 悪化：予備軍該当 基準該当、非該当 予備軍該当・基準該当

* 4 推定値である。

次に、特定保健指導対象者が次年度、保健指導対象者になるかの経過をみると、保健指導を利用した者と利用しなかった者を比べると、利用した者の方が次年度保健指導対象者でなくなった割合が高かった。このことから、保健指導を受け、生活改善をしているものと考えられる。(表 13)

【保健指導対象者の経過】(法定報告値) (表 13)

	20年度	21年度	22年度
保健指導対象者	386人	255人	221人
次年度保健指導対象者でなくなった者	64人	35人	36人
次年度保健指導対象者でなくなった者の率	16.6%	13.7%	16.3%
保健指導利用者	72人	45人	43人
次年度保健指導対象者でなくなった者	25人	11人	9人
次年度保健指導対象者でなくなった者の率	34.7%	24.4%	20.9%
保健指導利用しなかった者	314人	210人	178人
次年度保健指導対象者でなくなった者	39人	24人	27人
次年度保健指導対象者でなくなった者の率	12.4%	11.4%	15.2%

6 特定保健指導終了者の健康診査継続受診率の推移

保健指導終了者の継続受診率は年々増加し、健診受診の大切さが周知できているものと考えられる。(表 14)

【保健指導終了者の推移】(*1 実質値) (表 14)

	20年度	21年度	22年度	23年度 *2
保健指導修了者	58人	49人	40人	40人
24年度までの継続受診者	19人	26人	15人	29人
継続受診率	32.8%	53.1%	37.5%	72.5%

* 1 実際保健指導を受けた者の数である。法定報告が毎年10月初旬で、前年度の保健指導が終了していない者がいるため、法定報告値とは一致しない。

* 2 推定値である。

第3章 現状分析による課題と改善の方向性

1 特定健康診査

特定健康診査は、受診者の利便性を考慮し、集団健診と医療機関で受けられる個別健診を実施したが、受診率は年々低下している。そして、生活習慣に関連した循環器系の疾患、内分泌・栄養及び代謝疾患は医療費の多くを占めており、40～60歳までの中年層から生活改善することで予防できるため、予防効果が大きい40～60歳までの受診率が低いことが課題である。

まずは、市民の健康意識の向上を目的に、市職員が地域の集まりに出向き「出前」健康教育を実施し、住民の健康問題の把握とともに市民に身近な事業として展開し、健診のPRを行う。この中で、区長会や愛育委員・栄養委員等地区組織にも働きかけ、事業展開していく。

重点項目として「定期的に医療機関にかかっている」者に対して健診の意義や必要性を伝えて、自己の健康管理の大切さを認識してもらい、健診の受診勧奨をしていくとともに、医師会へさらなる協力を調整し、健診結果から治療の状況把握と健康管理を行う。「職場や他の場所で健診を受けている」者へは、健診結果を市に提出することにより保健指導が受けられる場合がある等、対象者にとってのメリットをPRし、受診者が増えるよう努める。

平成25年度からは新たにクレアチニン検査を追加することにより、早期に腎機能の低下を発見し、保健指導を行うことにより、腎機能が悪化し透析につながる者を減少させ、透析による医療費の削減を目指す。

また、未受診者対策として40～60歳までの受診率が低い層に個別通知や電話勧奨などの個別支援をより一層行うことで受診者向上に努める。

2 特定保健指導

積極的支援利用者は増減があり傾向が読みにくい、動機づけ支援利用者は横ばいであり利用者が増えていないことが課題である。また、保健指導終了者の経過・保健指導対象者の経過をみると、保健指導を受けなかった者は次年度保健指導対象になる割合が多いことが課題である。

このことから、保健指導を受けると生活習慣が変わり、内臓脂肪症候群でなくなる効果があるというメリットを対象者に対しPRし、個別勧奨をより一層行うことで、保健指導の利用率向上に努める。

第4章 達成しようとする目標

1 目標の設定

国が示している基本指針において、平成29年度までの全国目標値を特定健康診査受診率については70%、特定保健指導実施率については45%とし、市町村国保の目標値は特定健康診査受診率については60%、特定保健指導実施率については60%と示されている。

本市における平成29年度までの特定健診・保健指導の目標についても、国の指針及び岡山県医療費適正化計画に基づき、特定健康診査受診率については60%、特定保健指導実施率については60%を設定する。

2 特定健康診査・特定保健指導の目標値

平成25年度から平成29年度までの各年度における目標値を下記のとおり設定する。

特定健康診査等の目標値

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健康診査受診率	28%	36%	44%	52%	60%
特定保健指導実施率	27%	35%	43%	52%	60%

第5章 特定健康診査・特定保健指導の実施

1 各年度の特定健康診査対象者数及び実施予定数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健康診査対象者	8,124人	8,230人	8,337人	8,445人	8,555人
目標受診率	28%	36%	44%	52%	60%
目標受診者数	2,275人	2,963人	3,668人	4,391人	5,133人

2 各年度の特定保健指導対象者数及び実施予定数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健康診査対象者	8,124人	8,230人	8,337人	8,445人	8,555人
特定保健指導対象者数	319人	430人	514人	615人	693人
目標実施率	27%	35%	43%	52%	60%
目標実施者数	86人	151人	221人	320人	416人

第6章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

1 特定健康診査

(1) 実施場所

集団健診

赤磐市が実施場所として定めた市内公共施設及びその他必要な場所とする。

個別健診

委託先である(社)赤磐医師会の会員で、実施に関して協力を申し出た医療機関とする。

(2) 実施項目

【基本項目】

項 目	内 容
問 診	服薬歴、既往歴及び生活習慣(喫煙習慣を含む。)の状況に係る質問票、自覚症状
身 体 測 定	身長、体重、BMI、腹囲
血 圧 測 定	収縮期、拡張期
理 学 的 検 査	理学的所見、視診、打聴診、触診等
血 中 脂 質 検 査	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
肝 機 能 検 査	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)
血 糖 検 査	空腹時血糖又はHbA1c
尿 検 査	尿糖、尿蛋白
理 学 的 検 査	医師による診察

【詳細項目】医師が個別に必要と判断した場合に実施

項 目	内 容
貧 血 検 査	ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数
心 電 図 検 査	
眼 底 検 査	

【追加項目】赤磐市が独自に追加して行い全員に実施

項 目	内 容
腎機能検査	クレアチニン、尿酸

(3) 実施期間

集団健診

10月から11月までの間に行うが、未受診者対策として必要に応じて追加健診を実施する。

個別健診

7月から12月まで実施する。

(4) 委託基準

特定健康診査の委託基準は「高齢者の医療の確保に関する法律」第28条及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年12月28日厚生労働省令第157号)」第16条に基づくものとする。

(5) 受診方法

集団健診では指定された会場で、個別健診では指定された医療機関に受診券及び国民健康保険被保険者証を提示して受診する。

(6) 周知・案内方法

個別通知による周知

特定健康診査対象者全員に受診券を郵送するとともに啓発用チラシを同封して周知を行う。

各種メディアによる周知

市広報・市ホームページなど各種メディアを活用した周知を行う。

未受診者への勧奨

勧奨文書の送付や電話連絡により、未受診者に対して受診の勧奨を行う。

関係機関との連携による周知

地域での周知を図るため、愛育委員などと連携を行います。

2 特定保健指導

(1) 実施場所

動機付け支援

赤磐市が実施場所として定めた市内公共施設とする。

積極的支援

委託先である(社)赤磐医師会の会員で、実施に関して協力を申し出た医療機関とする。

(2) 実施項目

【動機付け支援】

内 容	方 法
初回時面接	原則1回の面接による支援を実施する。 支援形態は、1人20分以上の個別支援、または1グループ80分以上のグループ支援(1グループは8名以下とする。)
終了時評価	6カ月経過後に面談または通信等により実施する。

【積極的支援】

内 容	方 法
初回時面接	原則1回の面接による支援を実施する。 支援形態は、1人20分以上の個別支援、または1グループ80分以上のグループ支援(1グループは8名以下とする。)
3ヶ月以上の継続的な支援	個別、グループ、電話、メール支援を効果的に活用して実施する。 毎月1回以上の支援を3ヶ月以上実施する。
終了時評価	6カ月経過後に面談または通信等により実施する。

(3) 実施期間

特定健康診査の結果に基づき、随時実施する。

(4) 委託基準

特定健康診査の委託基準に準じる。

(5) 周知方法

動機付け支援

動機づけ対象者全員に保健指導利用案内を啓発チラシとともに個別通知し周知を行う。また、利用申し込みが無い者に対し、電話で利用勧奨を行う。

積極的支援

積極的支援対象者全員に利用券を郵送するとともに啓発用チラシを同封して周知を行う。また、未利用者に対して電話等で利用の勧奨を行う。

積極的支援対象者全員に訪問し、保健指導利用勧奨を行い、啓発チラシと利用券を渡して周知を行う。また、不在者には電話で利用勧奨を行う。

3 実施における年間スケジュール

月	特定健康診査	特定保健指導
4月	特定健康診査機関との契約	特定保健指導機関との契約
5月	対象者の抽出	
6月	受診券の印刷 受診券送付	
7月	個別健診 対象者の抽出（追加） 受診券送付（追加）	
8月		
9月		健診結果により利用券を随時送付
10月	↓ 集団健診	↓ 保健指導開始 *1
11月	↓ 未受診者受診勧奨	
12月	↓ 集団健診（追加）	
1月		
2月		
3月		

* 1 保健指導は半年間行うため、年度をまたいで行う。

第7章 個人情報の保護

1 基本的な考え方

市は特定健康診査等で得られる健康情報等の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドラインを踏まえた対応をとるとともに、赤磐市個人情報保護条例を遵守する。

2 データの保管・管理方法

健康診査等のデータは岡山県国民健康保険団体連合会を通じ、電子データで受領し、赤磐市で保管する。なお、このデータの保存年数は5年とする。

3 個人情報の取り扱い

特定健康診査及び特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、契約内容を遵守するよう管理する。

第8章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、本計画を市ホームページ等に掲載する。

第9章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、赤磐市国民健康保険運営協議会等に毎年、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況を報告し、必要に応じて見直しを検討する。

第10章 その他

健康増進法に基づき実施しているがん検診等について、特定健康診査の実施時期と可能な範囲で同時に実施できるよう、協力連携する。